

引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。令和2年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 83,400 千円

【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 802,977 千円

(単位:千円)

事業名	令和2年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	374,456	21,881	352,575	171,444	5,400	97	175,634	18,242
	老人福祉費	487,459	99,625	387,834	27,312	0	29,824	330,698	34,347
	児童福祉費	185,639	92,029	93,610	14,388	5,400	18,229	55,593	5,774
	小計	1,047,554	213,535	834,019	213,144	10,800	48,150	561,925	58,363
衛生費	保健衛生費	276,994	22,316	254,678	3,857	0	9,769	241,052	25,037
	小計	276,994	22,316	254,678	3,857	0	9,769	241,052	25,037
合計		1,324,548	235,851	1,088,697	217,001	10,800	57,919	802,977	83,400

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。